

公共事業事前評価調書(公共事業事前評価結果整理表)

主要目標番号	Ⅱ.Ⅱ-1.(1)
対象事業	道路・街路事業
主要目標	歩行者等の安全性の確保

優先順位付け の考え方	対象地区・箇所名	個別事業の妥当性評価						事業間優先度の評価								事業間 ランク	評価委員会意見	総合意見	評価結果		
		公共関 与、事 業執行 主体の 妥当性	経済効 率性	事業 実施、 規模 の妥当 性	整備 手法 の有効 性	環境 負荷 への 配慮	事業 計画 の熟 度	貢献度ランクの評価						副次効果ランクの評価							
								貢献度 ランク	歩行者・ 自転車交 通量	自動車交 通量	通学路の指定又は園児、児童、 障害者等交通弱者の交通量又は 小中学校 園児、児 童、障害者 等交通弱 者の交通		現況の歩 道幅員	副次効果 ランク	評点						
											通学路の 指定	小中学校 からの距 離								人/日	km
	(主)甲斐中央線 昭和町築地新居	○	○	○	○	○	a	309	4,095	-	あり	1.0	0.00	1	2	S I			実施		
	国道141号(清里歩道工区)	○	○	○	○	○	a	12	4,977	-	あり	0.0	0.00	2	1	I			実施		
歩行者・自転車及 び自動車の交通 量が多く、通学路 等求められる安 全水準の高い区 間を優先する。																					
								基準値	71	3,314	40	あり	1.0	1.40	基準値	1.5					

副次効果評価調査書

主要目標番号		II-1-1. (1)		主要目標に対応する副次効果項目	対象地区・箇所 で想定される副次効果	評価の説明	評価結果
主要目標		歩行者等の安全の確保					
評価対象地区・箇所名				(主) 甲斐中央線 昭和町築地新居			
主要目標項目	I 県民生活の豊かさ と経済の発展を支える 基盤充実	I-1. 交通の利便性の 向上	(1) 生活圏中心都市・拠点機能へのアクセス向上	●注			
			(2) 市町村中心地・大規模拠点施設へのアクセス向上	●注			
			(3) 市街地内の交通の円滑化				
			(4) 集落間・小規模拠点施設へのアクセス向上	●注			
		I-2. 生活環境の向上	(1) 森林機能の維持・向上				
			(2) 憩い空間の創出				
			(3) 生活排水処理機能の向上				
			(4) 良好な市街地空間の確保	●			
			(5) 適正な居住空間の確保				
	I-3. 農林水産業の振興	(1) 中山間地域等の農村生活・生産機能の向上					
		(2) 農業生産力の向上					
		(3) 農業用排水能力の向上					
		(4) 農林水産業経営の合理化(非公共)					
		(5) 森林整備の効率化					
	II 暮らしと経済活動の 安全性確保	II-1. 交通の安全性の 向上	(1) 歩行者等の安全性の確保				
(2) 災害に強い道路の確保			●				
(3) 都市災害防止							
(4) 交差点の安全性、円滑性の向上			●				
II-2. 洪水・土砂被害の 防止		(1) 洪水被害の防止					
		(2) 土石流被害の防止					
		(3) 崖崩れ被害の防止					
		(4) 地滑り被害の防止					
II-3. 鳥獣被害の防止		(1) 鳥獣被害の軽減					
副次効果項目	交通利便性	交通ターミナル機能の強化					
		アクセス機能の維持					
		主要渋滞ポイントの解消	●				
	生活環境	水質の浄化					
		大気汚染の軽減					
		騒音・振動の軽減					
		良好な景観の創出	●				
		バリアフリー化の促進	●				
		ライフラインの強化	●				
		身近な緑地・交流の場の提供	●				
		飲雑用水の安定供給					
		糞尿の処理					
	地域の文化・学習等活動の支援						
	各種情報の円滑な提供						
	自然環境	水源涵養機能の向上	●				
生態系空間の再生							
事故・災害防止	防火帯・延焼遮断帯の確保	●					
	緊急時の避難・救助機能の確保	●	○	避難路の確保	1		
	被災時の被害波及の防止						
	既存施設の崩壊危険性の排除						
生産性	走行安全性の確保	●	○	死傷事故数100件/徳台キロの区間(337.61756518855)	1		
	林業生産力の向上						
	遊休農地の解消						
	新たな公共用地の創出						
その他	農地の保全						
	農林産物の販売促進						
	自然エネルギーの活用						
	リサイクルの推進						
文化・歴史的資源等の保存・復元	他事業との一体施工	●					
	重要プロジェクトとしての位置づけ	●					
副次効果 評点合計							2

注1) 主要目標に対応する副次効果項目の欄に「●」が附されている副次効果項目のうち、「対象地区・箇所」で想定される副次効果の欄に「○」を記入、「評価の説明」欄に具体的な評価内容を記入する。

注2) 副次効果の内、他の主要目標に該当するものは、当該主要目標内でのランク区分の基準に従いランク付けを行い、ランクに該当するものは2点、ランク以下の場合には1点とする。

注3) 「II-1. (1)歩行者等の安全性の確保」、「II-1. (2)災害に強い道路の確保」、「II-1. (4)交差点の安全性、円滑性の向上」を主要目標とする事業(地区・箇所)の副次効果の評価にあたり、「I-1. 交通の利便性の向上」に基づく副次効果項目については、いずれか1項目のみを抽出し評価を行う。

副次効果評価調査書

主要目標番号	II. II-1. (1)		主要目標に対応する副次効果項目	対象地区・箇所	評価の説明	評価結果
主要目標	歩行者等の安全の確保					
評価対象地区・箇所名	国道141号(清里歩道工区)					
主要目標項目	I 県民生活の豊かさ と経済の発展を支える 基盤充実	I-1. 交通の利便性の向上	(1) 生活圏中心都市・拠点機能へのアクセス向上	●注		
			(2) 市町村中心地・大規模拠点施設へのアクセス向上	●注		
			(3) 市街地内の交通の円滑化			
			(4) 集落間・小規模拠点施設へのアクセス向上	●注		
	I-2. 生活環境の向上	(1) 森林機能の維持・向上				
		(2) 憩い空間の創出				
		(3) 生活排水処理機能の向上				
		(4) 良好な市街地空間の確保	●			
		(5) 適正な居住空間の確保				
		(6) 歩行者等の通行空間の確保	●	○	歩行者・自転車交通量「小」、主要駅からの距離「無」、他事業との連携「無」により貢献度ランク「c」	0
		(7) 道路景観の向上				
	I-3. 農林水産業の振興	(1) 中山間地域等の農村生活・生産機能の向上				
		(2) 農業生産力の向上				
		(3) 農業用排水能力の向上				
		(4) 農林水産業経営の合理化(非公共)				
		(5) 森林整備の効率化				
	II 暮らしと経済活動の 安全性確保	II-1. 交通の安全性の向上	(1) 歩行者等の安全性の確保			
			(2) 災害に強い道路の確保	●		
			(3) 都市災害防止			
			(4) 交差点の安全性、円滑性の向上	●		
		II-2. 洪水・土砂被害の防止	(1) 洪水被害の防止			
(2) 土石流被害の防止						
(3) 崖崩れ被害の防止						
(4) 地滑り被害の防止						
II-3. 鳥獣被害の防止		(1) 鳥獣被害の軽減				
副次効果項目		交通利便性	交通ターミナル機能の強化			
	アクセス機能の維持					
	主要渋滞ポイントの解消		●			
	生活環境	水質の浄化				
		大気汚染の軽減				
		騒音・振動の軽減				
		良好な景観の創出	●			
		バリアフリー化の促進	●			
		ライフラインの強化	●			
		身近な緑地・交流の場の提供	●			
		飲雑用水の安定供給				
		糞尿の処理				
		地域の文化・学習等活動の支援				
	各種情報の円滑な提供					
	自然環境	水源涵養機能の向上	●			
		生態系空間の再生				
	事故・災害防止	防火帯・延焼遮断帯の確保	●			
		緊急時の避難・救助機能の確保	●	○	避難路の確保	1
		被災時の被害波及の防止				
		既存施設の崩壊危険性の排除				
	生産性	走行安全性の確保	●			
林業生産力の向上						
遊休農地の解消						
新たな公共用地の創出						
農地の保全						
その他	農林産物の販売促進					
	自然エネルギーの活用					
	リサイクルの推進					
	文化・歴史的資源等の保存・復元					
	他事業との一体施工	●				
	重要プロジェクトとしての位置づけ	●				
副次効果 評価合計						1

注1)「主要目標に対応する副次効果項目」の欄に「●」が附されている副次効果項目のうち、「対象地区・箇所」で想定される副次効果の欄に「○」を記入、「評価の説明」欄に具体的な評価内容を記入する。
 注2)副次効果の内、他の主要目標に該当するものは、当該主要目標内でのランク区分の基準に従いランク付けを行い、ランクaに該当するものは2点、ランクb以下の場合には1点とする。
 注3)「II-1. (1)歩行者等の安全性の確保」、「II-1. (2)災害に強い道路の確保」、「II-1. (4)交差点の安全性、円滑性の向上」を主要目標とする事業(地区・箇所)の副次効果の評価にあたり、「I-1. 交通の利便性の向上」に基づく副次効果項目については、いずれか1項目のみを抽出し評価を行う。